

静岡県と静岡県JAグループとの包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県JAグループ（別記構成団体のおり。以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携により、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、一層の地域の活性化及び県民のサービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- （2） 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- （3） 県政の情報発信に関すること
- （4） 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- （5） 観光の振興に関すること
- （6） 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- （7） 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- （8） 健康増進、子育て家庭・高齢者・障害のある方への支援に関すること
- （9） 交通ネットワークの充実に関すること
- （10） その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙（乙の指定する乙の関係団体を含む。）は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（秘密情報の保持守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、漏洩してはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月28日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝平太

乙：静岡県JAグループ

代表

静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号

静岡県農業協同組合中央会

代表理事会長

鈴木 勝

<別記構成団体>

伊豆太陽農業協同組合・三島函南農業協同組合・伊豆の国農業協同組合

あいら伊豆農業協同組合・南駿農業協同組合・御殿場農業協同組合

富士市農業協同組合・富士宮農業協同組合・清水農業協同組合

静岡市農業協同組合・大井川農業協同組合・ハイナン農業協同組合

掛川市農業協同組合・遠州夢咲農業協同組合・遠州中央農業協同組合

とびあ浜松農業協同組合・三ヶ日町農業協同組合・静岡県農業協同組合中央会

静岡県信用農業協同組合連合会・静岡県経済農業協同組合連合会

静岡県厚生農業協同組合連合会・全国共済農業協同組合連合会静岡県本部